

令和8年度



五木村電気自動車 購入促進事業補助金のご案内

電気自動車を購入された方に五木村が補助金を交付します。

1 補助金額（1台あたり）

・電気自動車 250,000円

2 対象者および申請できる台数

・五木村内に住民登録がある個人……1台まで

3 申請受付期間

令和8年4月30日（木）から令和9年1月29日（金）まで

※受付期間内でも、予算に達した時点で受付は終了します。

受付状況は、五木村のホームページをご覧ください。

4 手続きの流れ



購入、新車登録後、五木村役場ダム対策課へ裏面に記載の必要書類を提出してください。

5 補助金の交付要件

(1) 補助金の申請ができる方（申請者）



外部給電機能を有する電気自動車を新車で購入又は4年以上のリース契約をした個人であって、下記のすべての要件を満たす方。

- ・交付申請時点で、五木村の住民基本台帳に登録されている者であること。
- ・補助対象車両の所有者かつ使用者であること。（ローンで購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社等である場合を含む。）
- ・本人又は本人と同一世帯で生活する者が納期の到来している村税を完納していること。
- ・本人又は本人と同一世帯で生活する者が同補助金の交付決定又は、交付を受けていないこと。
- ・五木村暴力団排除条例（平成23年五木村条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・災害時に村から給電支援の要請があった場合には、可能な範囲で停電時の電気自動車による給電に協力すること。

(2) 補助金の対象となる車両（補助対象車両）



下記のすべての要件を満たす車両（軽自動車を含む）が対象となります。

- ・自動車検査証の所有者と使用者が上記の「1 補助金の申請ができる方」と同じであること。なお、ローンで購入する場合及びリース契約の場合は、自動車検査証上の使用者が「1 補助金の申請ができる方」であること。
- ・自動車検査証の「使用の本拠位置」が初度登録時から五木村内であること。
- ・令和8年4月1日から令和9年1月29日までの間に初度登録された自動車であること。
- ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」が自家用車であって、電気自動車であること。
- ・補助対象車両の代金の支払いが現金で完了しているか、又は割賦、ローン等の利用により、全額支払いの手続きが完了していること。
- ・令和8年度において経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象車両として登録されている四輪の電気自動車（内燃機関を有せず搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車）であること。

6 必要書類



<input type="checkbox"/>	1	五木村電気自動車購入促進事業補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	2	運転免許証の写し 住所変更等の記載事項がある場合は裏面の写しも提出願います。
<input type="checkbox"/>	3	購入者、購入車両及び購入価格等が確認できる書類 (注文書、契約書、請求書等の写し)
<input type="checkbox"/>	4	領収書の写し (ローンの場合は申込書の写し)
<input type="checkbox"/>	5	自動車検査証記録事項の写し
<input type="checkbox"/>	6	《ローン等による購入で自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合》 ・保管場所標章番号通知書 ・申請者が保険契約者である 自動車保険証（任意保険） ・申請者が契約者となっている ローン契約書 のいずれかの写し 《リース契約の場合》 自動車検査証の使用者が契約者となっている 自動車賃貸借契約書の写し

7 処分の制限について

補助対象車両について、**令和9年4月1日から4年以内は処分制限期間**となり、この期間に処分（下取り、売却、譲渡、交換、名義変更、貸し付け、廃棄、使用の本拠を村外へ変更、担保に供すること等）を行う場合は、事前に村の承認を受ける必要があります。

また、**処分制限期間が満了していない月数分の補助金を月割りで村に返還**する必要がありますので、ご注意ください。

8 その他

国が実施している「**クリーンエネルギー自動車導入促進補助金**」については、下記のアドレスからホームページをご確認ください。

【経済産業省HP】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r6hosei_cev.html

【一般社団法人次世代自動車振興センター】

<https://www.cev-pc.or.jp/>



【お問い合わせ・提出先】

〒868-0201

球磨郡五木村甲2672-7

五木村役場 ダム対策課

電話 0966-37-2212

I P 2212

E-Mail damu@vill.itsuki.lg.jp